

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	地方税等の徴収及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、地方税等の徴収及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和4年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の収納管理及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p>●地方税等の収納管理 地方税法や国税徴収法等の規定に基づき、町税(国民健康保険税を含む)の収納情報を管理する。 ①各賦課システムからの賦課情報の取り込み ②指定金融機関、収納代理金融機関等からの収納情報の入手 ③督促及び催告処理 ④町税過誤納付金の還付・充当業務 ⑤町税等口座振替に関する業務 ・納税者から公金受取口座の登録を希望するまでの意思表示があった場合、利用希望者に係る預貯金口座の情報について情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報システムから受領し当該口座に還付金等を還付等する。</p> <p>●地方税等の滞納整理 地方税、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、町税の徴収に関する事務、地方税の徴収及び滞納処分等、住民に対して公正・公平な徴収事務を行い、又、住民の正しい権利を保障するために、住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。又、滞納している個人、法人に対し、納税交渉、納税催告、財産調査を行う。 ①滞納整理、地方税法に基づく調査</p>
③システムの名称	滞納管理システム、庁内基本情報連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、口座情報登録・連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><別表第二における情報 照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1号、第20条第6号、第20条第7号、第20条第8号、第20条第10号、第20条第20号、第20条第23号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富士河口湖町役場税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町総務課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-1112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町税務課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 電話番号0555-72-1113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明